

令和6年4月12日

保護者様

美作市立土居小学校

美作市立土居幼稚園

校園長 熊谷 美加

警報・注意報発令時等の対応について

平素より学校・園の運営につきましては、ご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今台風の接近や悪天候に際して、登校時への影響が心配されるケースが増えてまいりました。

つきましては、警報等発令時には教育委員会より下記の対処マニュアルが出ていますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

記

【警報・注意報発令時等の対処マニュアル R6.4.1 美作市教育委員会】

1 自然災害等で警報が発令される場合

原則として午前6時の時点で、

特別警報発令の場合もしくは、

暴風、暴風雪、大雨、洪水に関する警報が、1つでも発令の場合は、臨時休校園（保育園は除く）とする。その際、市全域に美作市教育委員会が告知放送をする。

上記以外の場合

①美作市においては注意報であっても、**勝英地域で上記の警報が発令され、時間の経過により美作市においても警報が発令されると教育委員会が判断されるときは**、臨時休校園（保育園は除く）とする場合もある。その際、市全域に美作市教育委員会が告知放送をする。【市内で統一した対応】

②その他の警報（大雪等）もしくは、**警報が発令されていなくても局地的に危険な状況が予測される場合は**、地域の天候の様子を情報収集しながら、地域の状況を考慮した上で分室長と学校園長とで判断・決定し、教育委員会へその旨報告する。

※中学校区、隣接学区の学校園で連絡を取り合うこと。

※登校を判断した場合は、特に状況変化に注意し、状況悪化の場合は協議を行う。

2 登校・登園後に警報発令の場合

校園長が分室長と連絡を取り合い相談し、状況を把握し判断する。その際には、必ず教育委員会と協議した上で決定する。（授業継続・打ち切り、保護者の迎え要請等）

※なお、登校・登園後に授業打ち切りで下校させる場合には、学校メール等で保護者への連絡を徹底する。